

三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金交付要領

(目的)

第1条 三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金(以下「補助金」という。)は、県内の産業廃棄物排出事業者等や産業廃棄物処理業者による積極的な産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用、減量化(以下「発生抑制等」という。)に係る設備機器(以下「発生抑制等設備機器」という。)を設置する経費の一部を助成することにより、県内の産業廃棄物の発生抑制等に資する設備を導入することで、もって天然資源の消費を抑制し環境への負荷が低減された持続可能な循環型社会を目指すことを目的とする。

(通則)

第2条 補助金の交付については、三重県補助金等交付規則(昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。)及び環境生活部関係補助金等交付要綱(平成24年三重県告示第243号。以下「要綱」という。)、三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱(以下「排除要綱」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要領において、「産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。

2 この要領において、「県内の産業廃棄物排出事業者」とは、次に掲げる各号の全てに該当する事業者(以下「県内排出事業者」という。)をいう。

- (1) 三重県産業廃棄物税条例(平成13年三重県条例第51号)第4条に規定する納税義務者
- (2) 県内に事業所があり、かつ、発生抑制等設備機器整備を県内で実施する事業者
- (3)(2)の事業所において自らの産業活動にともない産業廃棄物を排出する事業者

3 この要領において、「産業廃棄物処理業者」とは、県内に事業所があり、かつ、当該事業所で法第14条1項に規定する産業廃棄物の収集運搬業の許可若しくは第14条の4第1項に規定する特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可または第14条第6項に規定する産業廃棄物処分業の許可若しくは第14条の4第6項に規定する特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた事業者をいう。

4 この要領において、「補助事業」とは、県内排出事業者及び産業廃棄物処理業者による産業廃棄物の発生抑制等を目的として県内排出事業者及び産業廃棄物処理業者が発生抑制等設備機器を整備する事業のうち、三重県知事(以下「知事」という。)が必要かつ相当と認める事業をいう。

5 この要領において、「補助事業者」とは、補助事業を行う者をいう。

(交付対象)

第4条 補助金は、次の各号に掲げる補助事業に必要な経費で、別表の「補助対象経費」に掲げるものうち、知事が必要かつ相当と認めるもの(以下「補助対象経費」という。)の一部について交付する。

(1) 県内排出事業者

- (ア) 自ら排出する産業廃棄物の発生抑制等に係る設備機器(焼却設備を除く)の設置
- (イ) 産業廃棄物の処理に係る環境負荷低減を行うための設備機器の設置
- (ウ) 産業廃棄物の処理に係る地球温暖化対策を行うための設備機器の設置

(2) 産業廃棄物処理業者

- (ア) 産業廃棄物の高度な循環的な利用を行うための設備機器の設置
- (イ) 産業廃棄物の処理に係る環境負荷低減を行うための設備機器の設置等
- (ウ) 産業廃棄物の処理に係る地球温暖化対策を行うための設備機器の設置
- (エ) 産業廃棄物処理施設に対する理解の促進を目的とした設備機器の設置および環境整備(但し、法第14条第6項に規定する産業廃棄物処分業の許可若しくは第14条の4第6項に規定する特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた事業者が、第14条第7項及び第14条の4第7項により優良産廃処理業者の認定を受けている場合に限る。)

- 2 補助金は、知事が特に必要と認める場合を除き、下記により予算の範囲内で交付するものとする。
- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者(以下「中小企業者」という。)に該当する県内排出事業者
補助対象経費の2分の1以内でかつ百万円以上五千万円以下の額
 - (2) 中小企業者以外の県内排出事業者
補助対象経費の4分の1以内でかつ百万円以上五千万円以下の額
 - (3) 中小企業者以外の県内排出事業者等(高度なリサイクルを行う場合に限る。)
補助対象経費の3分の1以内でかつ百万円以上五千万円以下の額
 - (4) 産業廃棄物処理業者
補助対象経費の3分の1以内でかつ百万円以上五千万円以下の額

(計画書の提出)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする県内排出事業者および産業廃棄物処理業者(以下「申請者」という。)は、県による内容の確認を受けたうえで、三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備実施計画書(第1号様式)及び知事が必要と認める書類(以下「計画書等」という。)を別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

- 2 計画書等は、事業期間が複数年に渡る事業について、一括して提出できるものとする。ただし、補助金の交付の対象となる事業に着手する年度に提出しなければならない。

(県警本部への確認)

第6条 知事は、申請者又は役員等(排除要綱に定める役員等。以下同じ。)が排除要綱別表に掲げる一に該当する者か否かを三重県警察本部に対して確認を行うものとする。

(補助金の不交付)

第7条 知事は、申請者又はその役員等、排除要綱別表に掲げる一に該当する者であると確認されたときは、補助金の交付の決定を行わないものとする。

(補助金の交付の内定)

第8条 知事は、計画書等の提出があったときは、当該計画に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金を交付しようとする計画及び交付しようとする額の内定をするものとする。

- 2 知事は、前項の場合において必要があるときは、当該計画に係る事項につき、修正を加えて補助金の交付の内定をすることができる。
- 3 知事は、前2項に規定する内定をするにあたり、必要があると認められる場合は、有識者の意見を聴くものとする。
- 4 前項の有識者は、必要に応じて、当該計画に係る調査を行い、申請者に説明を求めることができる。

(内定の通知)

第9条 知事は、補助金の交付を内定したときは、その内定の内容を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第10条 前条の規定による補助金の交付の内定を受けた申請者は、三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金交付申請書(第2号様式)を、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第11条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し適正と認めたときは、補助金の交付の決定を行うものとする。

- 2 前項に定めるほか、知事は、補助金等の交付の目的を達成するために必要があるときは、必要に応じて条件を付し、又は申請に係る事項につき修正を加えて交付決定することができる。

(交付申請の取下げ)

第12条 補助事業者は、前条の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請書等の取下げがあったときは、当該計画に係る補助金の交付の内定はなかったものとみなす。

(補助事業の実施)

第13条 補助事業の着手日は、補助金の交付の対象となる全部又は一部の事業に着手した日とし、当該着手日は、交付決定年月日以降であるものとする。ただし、やむを得ない事由により交付決定年月日より前に事業に着手する必要があるときには、交付決定前着手届出書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、第5条第2項に基づき事業計画書を提出した場合であって、2年日以降の事業についても適用する。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第14条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号の規定による補助事業の内容又は補助事業に要する経費の変更の承認を受けようとするときは、あらかじめ三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備計画変更承認並びに補助金変更交付申請書(第4号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の承認には、必要に応じ条件を付し、これを変更することができる。
- 3 規則第5条第1項第1号ただし書きの規定による軽微な変更とは、次に掲げる各号以外の変更とする。
 - (1) 補助事業の内容を著しく変更する場合
 - (2) 各区分における補助事業に要する経費又は補助金を20%を越えて変更する場合
 - (3) 補助金申請額の合計を変更する場合(20%以内の減額を除く)

(補助事業の中止又は廃止)

第15条 補助事業者は、規則第5条第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けようとするときには、あらかじめ三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備中止(廃止)承認申請書(第5号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第16条 補助事業者は、規則第5条第1項第4号の規定による補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、ただちに三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備計画遅延等報告書(第6号様式)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第17条 補助事業者は、9月30日現在における補助事業の遂行状況について、10月15日までに三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備状況報告書(以下「状況報告書」という。)(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず知事が必要と認める場合には、補助事業者は、別に定める日現在における補助事業の遂行状況について、別に定める日までに、状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第18条 補助事業者は、規則第12条の規定により、補助事業を完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)、又は補助事業の交付決定に係る会計年度が終了したときは、その完了又は終了した日から15日以内に三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備実績報告書(以下「実績報告書」とい

う。)(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(不当介入に対する措置)

第19条 補助事業者は、補助事業の遂行に当たって暴力団、暴力団関係者及び暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 知事に報告を行うこと。
- (2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- 2 知事は、補助事業者が前項の義務を怠ったときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。
- 3 第15条の規定は、不当介入を受けたことにより補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合に準用する。

(補助金の交付)

第20条 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金概算(精算)払請求書(第9号様式)を知事に提出しなければならない。

(発生抑制等の促進)

第21条 補助事業者は、補助事業完了後も産業廃棄物の発生抑制等を促進しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、毎会計年度終了後15日以内に、当該補助事業に係る過去1年間の産業廃棄物の発生抑制等の状況を記載した三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備経過報告書(以下「経過報告書」という。)(第10号様式)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、必要に応じて、補助事業者に、経過報告書に係る資料の提出を求め、現地調査をすることができる。
- 4 補助事業者は、経過報告書に係る証拠書類を当該報告に係る会計年度終了後3年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第22条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用が増加した機械等(以下「財産」という。)を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、要綱第2条に定める期間を経過する以前に財産を補助金等の目的に反して使用し、売却し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備財産処分承認申請書(第11号様式)を提出し、その承認を受けなければならない。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

この要領は、令和4年7月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

この要領は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

別表 補助対象経費

経費区分	内 容
機械装置、 工具器具費	機械装置、工具器具の製造、購入等に要する費用
設置工事費	機械装置、工具器具の運搬、据付、試運転、保守等に要する費用
原材料費	原材料、資材の購入に要する費用、燃料費
外注加工費	部材等の外注加工等に要する費用
委託費	設計委託費、検査分析・試験等委託費、コンサルティング費用
備品購入費	事業を行うために必要な物品(但し、1年以上継続して使用できるもの)の購入費用等

(注) 補助対象は、原則、補助金の交付決定日以降の経費とする。

(注) 補助対象には、ICT 設備及びソフトウェアの導入に要する経費を含む。

(注) 備品購入費については、交付要領第4条1項2号(ウ)に該当する経費に限る。